

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

公表日

平成27年5月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給について、学齢前児童に対する施設型給付費等の支給認定、施設・事業所の利用、保育料などの情報管理や支弁台帳などの統計帳票の出力を行う。また、施設・事業所からの請求情報の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請の受理（子ども・子育て支援法第20条第1項）</p> <p>②子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査（子ども・子育て支援法第20条第1項）</p> <p>③子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に対する応答（子ども・子育て支援法第20条第4項、第5項）</p> <p>④子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理（子ども・子育て支援法第22条）</p> <p>⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請の受理（子ども・子育て支援法第23条第1項）</p> <p>⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査（子ども・子育て支援法第23条第1項）</p> <p>⑦子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に対する応答（子ども・子育て支援法第23条第2項、第3項）</p> <p>⑧子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査（子ども・子育て支援法第23条第4項）</p> <p>⑨子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に対する応答（子ども・子育て支援法第23条第4項、第5項）</p> <p>⑩子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査（子ども・子育て支援法第24条第1項）</p> <p>⑪子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る応答（子ども・子育て支援法第24条第2項）</p> <p>⑫子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請に対する応答（子ども・子育て支援法施行規則第16条第1項）</p> <p>⑬子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理（子ども・子育て支援法施行規則第16条第2項）</p>
③システムの名称	(1)子ども子育て支援システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項、別表第一項番94</p> <p>子ども・子育て支援法 第20条第1項、第20条第4項、第20条第5項、第22条、第23条第1項、第23条第2項、第23条第3項、第23条第4項、第23条第5項、第24条第1項、第24条第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報照会の根拠> 項番116	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	教育委員会こども育成課	
②所属長	近藤正直	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

